芦屋町こども計画　令和7年度実施状況

資料１

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保の方策　※概要版P10、11

※(注)見込値≠目標値

事業名	対象	内容	単位	R7年度計画書 ニーズ量の見込 A	R7年度計画書 確保数 B	R7年度計画書 過不足 B-A	R7年度実績 利用希望者数 ①	R7年度実績 利用者数 ②	R7年度実績 過不足 ②-①	点検・評価	今後の方針
① 延長保育事業	0歳児～5歳児	保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。 【町内4保育所で実施】	人 (実利用者)	91	91	0	79	79	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。	継続実施
② 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	小学1～6年生	保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です 【3箇所の学童クラブで実施】	人 (登録者)	212	210	-2	195	195	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。	継続実施
	(1～3年生)			153			141				
	(4～6年生)			59			54				
③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	0歳～18歳の児童	保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。 【鞍手乳児院(鞍手町)、報恩母の家(岡垣町)で実施】	人日	39	39	0	64	64	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 8名(延べ64日)利用。	継続実施
④ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	小学校就学前児童と保護者	乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。 【芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」で実施】	人回	7,500	7,500	0	6,304	6,304	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。	継続実施
⑤ 1) 幼稚園、認定こども園の在園時を対象とした一時預かり事業(預かり保育)	3歳児～5歳児	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童(幼稚園、認定こども園在園児)を、幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業です。 【町内2幼稚園及び町外3幼稚園で実施】	人日 (延利用者)	3,795	3,795	0	2,452	2,452	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。	継続実施
⑤ 2) 認可保育所による一時預かり事業	0歳児～5歳児	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。 【町内2保育所で実施】	人日 (延利用者)	183	183	0	93	93	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。	継続実施 ※広報あしや等で引き続き周知を行う。
⑥ 病児・病後児保育事業	生後4カ月～5歳児	保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復時に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設で一時的な保育を行う事業です。 【遠賀中間医師会おんが病院で実施】	人日 (延利用者)	29	29	0	5	5	0	令和5年4月から利用料の無償化(県事業)。 遠賀・中間1市4町合計の延べ利用者数325人のうち、芦屋町は5人。 ※遠賀:76人、水巻:93人、岡垣:141人、中間市:10人	継続実施 ※広報あしや等で引き続き周知を行う。
⑦ 利用者支援事業	妊婦、産婦、子育て期の人やその家族	子どもやその保護者が、幼稚園や認可保育所等での教育・保育や一時預かり、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。 【芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」及びこども家庭センターで実施】	か所	2	2	0	2	-	-	芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」及びこども家庭センターで実施した。	継続実施 ※乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの機会ごとに子ども・家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげていく。
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	0歳児とその母親	保健師・助産師が生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発達や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。 【町の保健師が実施】	人 (延利用者)	63	63	0	63	63	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※長期里帰りの場合を除き、出生児については全戸訪問し、児の状況確認、必要な情報提供等を行った。	継続実施
⑨ 養育支援訪問事業	児童やその家庭	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 【町の保健師が実施】	件	19	19	0	11	11	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※乳児家庭全戸訪問事業において、継続した支援が必要と判断された世帯を対象に訪問を実施した。	継続実施
⑩ 妊婦健康診査事業	妊婦	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 【町で14回分の健診受診料を負担し、すべての妊婦に健康診査の受診を促進】	人 (延利用者)	738	738	0	807	807	0	※妊婦の受診延べ回数 「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※令和7年度は全妊婦が健診を受診しており、そのうち100%が健診を10回以上受けることができている。	継続実施 ※受診回数の少ない妊婦は問題を抱えやすい傾向もあるため、妊娠期からの支援を行っていく。

⑪ 子育て世帯訪問支援事業	妊婦、産婦、子育て期の人やその家族	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。 【町が委託した事業所の訪問支援員が実施】	人日	116	116	0	50	50	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 3世帯(延べ50回)利用。	継続実施
⑫ 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・妊婦の配偶者	妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。 【町の保健師・管理栄養士が実施】	回 (面談回数)	210	210	0	132	132	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠届出時に面談を実施した。さらに、妊娠5か月時には電話による体調確認を行い、妊娠8か月時にはアンケートを実施。必要に応じて妊産婦との面談を実施した。	継続実施
⑬ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	満3歳未満児	保護者の就労有無を問わず、教育・保育施設を利用していない満3歳未満の未就学児を、月一定時間まで保育所等に預けることができる事業です。 【町内1保育所で実施】	人日	-	-	-	-	-	-	※令和8年4月から全自治体で実施。 令和7年度は実施に向けた体制整備を行った。	-
⑭ 産後ケア事業	0歳児とその母親	ケアを必要とする産後1年未満の母子に対し、心身の休息、育児・生活に関する相談や指導などの支援を行う事業です。 【町が委託している機関で実施】	人日	20	20	0	44	44	0	「利用希望者数(ニーズ量)」をすべて満たすことができた。 ※母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問等で産後ケアの案内を実施し、産後ケア事業が必要な母子が利用した。	継続実施